

入 札 公 告

令和7年度 防災拠点整備事業 牟岐町役場新庁舎・海部消防組合新庁舎新築工事について、入札後審査方式一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和7年5月8日

牟岐町長 枅富 治

1 入札に付する事項（電子入札対象案件）

- (1) 工 事 名 令和7年度 防災拠点整備事業 牟岐町役場新庁舎・海部消防組合新庁舎新築工事
- (2) 工 事 箇 所 牟岐町大字中村字山田
- (3) 工 事 概 要 新築工事のうち建築一式工事
役場庁舎：鉄筋コンクリート造・一部鉄骨造 地上3階建て
延べ面積 約2,400㎡
消防庁舎：鉄筋コンクリート造 地上2階建て
延べ面積 約1,200㎡
- (4) 施 工 期 間 議会の議決の日の翌日から令和8年10月31日まで
(現時点での議会議決予定：令和7年7月初旬)
- (5) 設 計 金 額 2,546,000,000円（税抜き）
- (6) 入札の失格及び無効 「入札後審査方式一般競争入札（価格競争・建築・JV）の共通事項」（以下「**共通事項**」という。）の**2**及び**3**に示すとおりである。
- (7) その他
 - ① この工事の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和41年牟岐町条例第16号）第2条の規定により、議決が必要である。
 - ② この工事は、特定建設工事共同企業体（以下「**共同企業体**」という。）での共同施工とする。
 - ③ この入札は、原則として、徳島県電子入札システム（以下「**電子入札システム**」という。）で行う。
 - ④ この入札は、最低制限価格制度を適用する。
 - ⑤ 未公表の入札情報を不正に入手しようとした場合には、牟岐町建設業者等指名停止等措置要綱に基づき入札参加資格停止になることがある。
 - ⑥ その他、入札に当たっての留意事項を共通事項に示す。

2 入札手続き等に関する事項

(1) 契約図書等の閲覧等

入札手続き	期 間	場 所 等
契約条項の閲覧	公開中	牟岐町ホームページ
設計図書等の電子閲覧	令和7年5月8日（木）～ 令和7年6月25日（水）	牟岐町ホームページ
設計図書等に関する質問書の提出	令和7年5月8日（木）～ 令和7年5月22日（木）	牟岐町大字中村字本村7－4 牟岐町役場 建設課 ファクシミリ：0884-72-2716 E-mail：mugikensetu @mugi.i-tokushima.jp
設計図書等に関する質問書に対する回答書の電子閲覧	令和7年6月3日（火）～ 令和7年6月25日（水）	牟岐町ホームページ

※1：閲覧及び設計図書等に関する質問書の提出は、町の休日（牟岐町の休日を定める条例（平成元年牟岐町条例第19号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。以下同じ。）を除く、午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

※2：設計図書等に関する質問書（質問事項を記載した書面（任意様式））は、電子メール、ファクシミリ（いずれも送信後に電話により着信を確認すること。）又は郵送により提出するものとし、持参によるものは受け付けない。

なお、質問書に対する回答は、回答書を牟岐町ホームページに掲載する。

※3：入札公告、関係書類及び図面等の設計図書等の情報は、牟岐町ホームページに掲載している。

(2) 入札書の提出等

入札手続き	期 間 ・ 日 時	場 所 等
入札参加資格審査申請書等の提出	令和7年5月9日（金）午前8時30分～ 令和7年6月20日（金）午後5時	電子入札システム
入札書及び工事費内訳書の提出	令和7年6月23日（月）午前8時30分～ 令和7年6月25日（水）正午	電子入札システム
開札執行	令和7年6月26日（木）午前10時	牟岐町大字中村字本村7－4 牟岐町役場 建設課

※1：電子入札に関する運用・基準については、「牟岐町電子入札システム運用基準」によるものとする。

3 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、共通事項の4に示す全ての事項及び次に掲げる全ての事項に該当する者であることとする。

(1) 共同企業体に関する資格要件

- ① 共同企業体の構成員数は2とする。
- ② 結成方式は自主結成とし、この工事においてその構成員が他の共同企業体の構成員を兼ねていないこと。
- ③ 各構成員の出資比率の最小限度は、35パーセント以上とする。
- ④ 共同企業体の名称は、「**代表構成員名・構成員名 牟岐町役場新庁舎・海部消防組合新庁舎新築工事共同企業体**」とすること。なお、これ以外の名称は、無効とするので注意すること。
- ⑤ その他、共同企業体に関しては、牟岐町建設工事共同企業体取扱要綱（令和6年5月1日牟岐町要綱第17号。以下「共同企業体要綱」という。）の規定を全て満たしていること。

(2) 全ての構成員に必要な資格要件

- ① 令和7年度の牟岐町建設工事一般競争入札参加資格業者名簿（以下「**参加資格業者名簿**」という。）に建設工事の種類が「**建築一式工事**」で登載されている者であること。
- ② この工事に係る設計業務等の受託者又はこの受託者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者でないこと。

なお、「この工事に係る設計業務等の受託者」とは、次の者である。

株式会社 大建設計大阪事務所

(3) 代表構成員に必要な資格要件

- ① 建築工事業に係る建設業法第3条第1項第2号の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。
- ② 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査に係る総合評定値通知書（入札参加資格審査申請書及び入札参加資格確認資料の提出日前1年7月以内の審査基準日のうち直近のものに限る。）の建築一式工事の総合評定値（経営事項審査結果の総合評定）が1,200点以上の者であること。
- ③ 次の要件を全て満たす建築（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第13号による建築をいう。）工事の元請けとして、平成22年4月1日からこの入札の入札公告日までの間に完成し、引渡しが完了した工事に係る施工実績を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合に限る。

ア 1棟の延べ面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第4号の規定による延べ面積をいう。以下同じ。）が2,400㎡以上であること。

イ 主たる構造が鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造であること。

ウ 主要用途が工場、倉庫その他これらに類するものでないこと。

※なお、建築とは、新築、増築、改築又は移転をいい、改修工事は含まれないので注意すること。以下同じ。

新築：建築物のない敷地に建築物をつくること。

増築：既存の建築物に継ぎ足して建築物をつくること。（継ぎ足した部分の面積を評価）

改築：既存の建築物を解体撤去し、同じ用途、構造、階数で建築物をつくること。

移転：同一敷地内で建物を移動して建築物をつくること。

④ 次の要件を全て満たす技術者をこの工事に専任で配置できること。

ア 一級建築士若しくは1級建築施工管理技士の国家資格を有する者又はこれらと同等以上の資格を有する者

イ 建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証（建築工事業に係るものに限る。）を有し、第26条第5項の規定による監理技術者講習を受講した者

ウ 次の要件を全て満たす建築（建築基準法第2条第13号の規定による建築をいう。）工事の元請けとして、平成22年4月1日からこの入札の入札公告日までの間に完成し、引き渡し完了した工事における工期の2分の1を超える期間において、現場代理人、主任技術者、監理技術者補佐又は（特例）監理技術者としての施工経験を有する者であること。

なお、低入札価格調査制度に基づき、増員して配置した技術者としての施工経験は対象としない。

また、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20パーセント以上の場合に限る。

(ア) 1棟の延べ面積が2,400㎡以上であること。

(イ) 主たる構造が鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造であること。

(ウ) 主要用途が工場、倉庫その他これらに類するものでないこと

⑤ 構成員のうち最大の施工能力を有し、出資比率が最大であること。

(4) 代表以外の構成員に必要な資格要件

① 県内業者（建設業法上の主たる営業所が徳島県内にある者）で、参加資格業者名簿の「**建築一式工事**」の格付けが特A級の者であること。

② 次の要件を全て満たす技術者をこの工事に専任で配置できること。

ア 一級建築士若しくは1級建築施工管理技士の国家資格を有する者又はこれらと同等以上の資格を有する者

イ 開札日以前に当該構成員と3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者

4 入札参加資格審査申請書等

入札に参加しようとする者は、電子入札システムによる申請書提出を行う際、(1)に規定する入札参加資格確認資料（以下「**確認資料**」という。）を同時に提出しなければならない。

なお、提出期間は2(2)の期間とする。

(1) 確認資料

3の入札に参加する者に必要な資格を審査する資料とするので、次に掲げる書類を提出すること。作成方法等は、共通事項の5に記載してある。

① 特定建設工事共同企業体一般競争入札参加資格審査申請書（共同企業体要綱様式第1号）の写し

② 入札参加資格確認票（様式1）

(2) 落札候補者として決定された者は、共通事項の5に掲げる追加書類を提出すること。

5 共同企業体に関する事項に係る留意事項

(1) 構成員名の記載方法

共同企業体の名称における「構成員名」の記載方法については、共通事項の「特定建設工事共同企業体一般競争入札参加資格審査申請書（記載例）」を確認すること。

(2) 電子入札システムの入力

電子入札システム画面に表示されている「J V参加」欄へのチェック及び「企業体名称」欄への名称入力（名称については、入札公告の3を参照し、正確に入力すること。）を必ず行うこと。

このチェック及び名称入力を行わずに、申請書の提出を行った場合、単体企業での申請となり、共同企業体としての申請とはならないので、入札を無効とする。

また、共同企業体名称の入力誤りについても、入札公告の3の共同企業体に関する資格要件を満たさないため、入札を無効とする。

6 その他

特定建設業・一般建設業の許可区分、監理技術者等の配置については、後述の＜注意事項＞を確認し、建設業法に基づき適正に取り扱うこと。

7 問い合わせ先

牟岐町大字中村字本村 7－4

牟岐町役場 建設課 （電話 0884-72-3418）

<注意事項>

建設業法上の許可区分及び監理技術者、主任技術者の配置要件について

1 特定建設業・一般建設業の区分

下請代金の総額（消費税込み）が5,000万円（建築一式工事については、8,000万円）＜以下「下請基準額」という。＞以上となる場合は、「建築工事業」に係る建設業法第3条第1項第2号の規定による特定建設業の許可を受けている者であることが必要となります。

なお、特定建設業の許可を有しない者にあつては、いかなる場合でも、「下請基準額」以上の下請契約を締結することはできません。

2 監理技術者の配置

「下請基準額」以上となる場合は、この建設工事の種類に関し、建設業法第15条第2号イ、ロ（指定建設業を除く。）又はハに該当する者で、同法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証を有し、同法第26条第5項の規定による監理技術者講習を受講した者を専任の技術者として配置することが必要となります。

なお、特定建設業の許可を有する者であっても監理技術者資格を有しない技術者を配置した場合は、技術者の変更は原則として認めていないことから、「下請基準額」以上の下請契約を締結することはできません。

3 主任技術者の配置

請負代金額（消費税込み）が4,500万円（建築一式工事については、9,000万円）未満の場合、配置する技術者は専任の必要はありませんが、技術者の変更は原則として認めていないことから、増工等により請負代金額が4,500万円（建築一式工事については、9,000万円）以上となる場合は、その時点で技術者の専任が必要となります。

4 技術者の兼務

専任配置の技術者であつたとしても、仕様書や現場説明書等に明示された兼務要件を満たす場合は、兼務が可能です。

◆建設業法における工事現場の技術者制度

許可を受けている業種		指定建設業（7業種） 土木、建築、電気、管、鋼構造物、舗装、造園工事業			その他の建設業（左記以外の22業種） 大工、左官、とび・土工、医師、屋根、 タイル・れんが・ブロック、鉄筋、しゅんせつ、 板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、 機械器具装置、熱絶縁、電気通信、さく井、建具、 水道施設、消防施設、清掃施設、解体工事業		
許可の区分		特定建設業		一般建設業	特定建設業		一般建設業
元請工事における 下請契約の合計額		5,000万円以上 （建築一式 8,000万円）	5,000万円未満 （建築一式 8,000万円）	5,000万円 （建築一式 8,000万円） 以上は契約で きない	5,000万円以上	5,000万円未満	5,000万円以上 は契約できない
工事現場の技術者制度	工事現場に配置すべき技術者	監理技術者	主任技術者		監理技術者	主任技術者	
	技術者の 資格要件	①1級国家資格者 ②国土交通省 特別認定者	①1・2級国家資格者 ②指定学科卒業＋実務経験者 （3年又は5年） ③実務経験者（10年）		①1級国家資格者 ②指導監督的 実務経験者	①1級・2級国家資格者 ②指定学科卒業＋実務経験者 （3年又は5年） ③実務経験者（10年）	
	技術者の 現場専任義務	公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事（工事1件の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上の工事）に配置される場合					
	監理技術者 資格者証	必要※	不要		必要※	不要	

※監理技術者は、監理技術者資格証の交付を受けている者であつて、監理技術者講習を受講したもののうちからこれを選任しなければなりません。（法第26条第5項）

なお、選任されている期間中のいずれかの日においても、監理技術者講習を修了した日の属する年の翌年から起算して5年を経過することのないように講習を受講していなければなりません。また、選任された監理技術者は、発注者から請求があつたときは監理技術者資格者証を提示しなければなりません。（法第26条第6項）

※共同企業体での共同施工の場合、特定建設業者である代表構成員が、請負金額にかかわらず監理技術者を専任配置する必要があります。また、全ての構成員は、国家資格を有している技術者を配置する必要があります。

罰則等

- ・ 特定建設業の許可を受けないで、一定額以上の下請契約を締結した者は、建設業法第47条に基づき3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処せられます。
- ・ 主任技術者及び監理技術者の配置義務に違反した者は、建設業法第52条に基づき100万円以下の罰金に処せられます。
- ・ 上記の事例を含めて建設業法その他関係法令及び契約約款の規定に違反した場合は、「牟岐町建設業者等指名停止等措置要綱」に基づく入札参加資格停止等を行うことがあります。